

令和6年度第4回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年7月10日（水）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可取消申請処理について

議案第5号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中22名）内農業委員出席13名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	欠 席	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	欠 席
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	欠 席	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	欠 席
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号 2番加瀬 明委員・議席番号 9番加瀬 佳二委員
議席番号20番多田 秀一委員・議席番号24番宮内 春雄委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後4時00分開会
議 長	それではただいまより、令和6年度第4回銚子市農業委員会総会を開会

議長

(異議なし)

議席番号 12番 山口 昭彦委員

それでは、議事に入ります。

(事務局朗読)

議長

議案第1号の1

事務局

2

議 長

審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 2

〇〇委員

それでは、順位 2 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇 〇〇〇〇有限会社 代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は森戸町 1 7 3 5 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 2, 6 6 1 m²外 2 筆合計地積 4, 8 2 0 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、森戸町の成毛坂を長山方面に 1 k m 進み斜め右に入り 4 0 0 m 進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきまして、譲渡人は、農業経営終了のため。譲受人は、申請地の周辺に所有地を持ち、農業経営の利便性を高めるため申請地を取得したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、譲受人が新たに農業を始める計画であるため、第 5 調査区において 7 月 3 日調査会の際に譲受人においでいただき、営農計画等について確認をいたしました。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第2号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第2号の1
〇〇委員	それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第4条の規定による許可申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇〇〇、申請の地番地積は、春日町352番、登記簿地目畑、現況畑、地積76㎡外2筆合計地積414㎡の内166㎡です。申請の用途は、宅地内進入路用地です。申請地の場所は、春日町学校裏門の信号の先20mの右側で、現在は、耕作はされていませんでした。農地の区分としては、農振農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、進入路です。雨水は、自然浸透です。隣接農地は申請人の所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので、読み上げます。始末書 私はこの度、下記の土地について、周辺土地の法務局備え付けの公図・旧公図等の登記上書類を審査し現地を確認した結果、先代より引継ぎを受けて農業を営んできましたが宅内より公道までの進入口が農地法の手続きがなされていないことが判明いたしました。今までは迷いなく出入口として利用してまいりましたが、これからは転用許可を受け利用したいと存じます。農地転用申請農地法4条をするにあたり、私も、また次世代にわたり、農業を営む上でも、法に沿った手続きを行いたいと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。申請物件 春日町352番 畑76㎡、春日町353番 畑185㎡の内14㎡、春日町354番1 畑153㎡の内76㎡。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第3号の1
〇〇委員	それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇郡〇〇町有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇郡〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、新町1222番2、登記簿地目畑、現況畑、地積1, 120㎡外3筆合計地積6, 397㎡です。申請の用途は、豚舎用地です。申請地の場所は、新町JAちばみどり営農センター銚子から北へ500m進んだ左側で、現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、豚舎6棟720㎡×6棟です。工期としては令和6年8月20日から令和7年1月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は豚舎内におが粉を敷き詰め、そのおが粉に糞尿を吸着させ、定期的にそのおが粉を交換するため発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地は譲渡人の所有のため、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。

〇〇委員
事務局

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
白石ダムに近いが、汚水、雑排水は問題ないのか。

汚水、雑排水は豚舎内におが粉を敷き詰め、そのおが粉に糞尿を吸着させ、定期的にそのおが粉を交換するため発生しないことから、問題ないと思います。

議 長

ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 3 号の 2

〇〇委員

それでは、順位 2 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、忍町 4 0 4 番、登記簿地目田、現況田、地積 4 6 2 m²です。申請の用途は、駐車場 1 4 台用地です。申請地の場所は、塚本町青年館から 7 0 0 m 先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、ロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第 1 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 3.5 m × 3.5 m の 1 4 台分です。工期としては許可後から令和 6 年 1 0 月 3 1 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、第 1 種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員退席) 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 3 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、西小川町 4 7 5 3 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 1 7 0 m²です。申請の用途は、駐車場 4 台用地です。申請地の場所は、銚子駅方面から名洗方面に向かい、西小川町南の信号を右折し、4 0 0 m 先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく農地の広がりから第 1 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 4 台 1 5 m²× 4 台分で、工期としては令和 6 年 8 月 2 0 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、第 1 種農地ではありますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の 2 分の 1 を越えないことから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員着席)
議 長	順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第３号の４
〇〇委員	それでは、順位４番についてご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、西小川町４７７９番１、登記簿地目畑、現況畑、地積３１５㎡外１筆合計地積４７６㎡です。申請の用途は、資材ヤード並びに倉庫用地です。申請地の場所は、銚子駅方面から名洗方面に向かい、西小川町南の信号を右折し、４００ｍ先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく農地の広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、ヤードとして門形クレーン１台設置４７６㎡と倉庫床面積１３．３７㎡で、工期としては令和６年８月２０日から令和６年９月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、第１種農地ではありますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の２分の１を越えないことから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
	(事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第４号の１
〇〇委員	それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の許可取消願の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は正明寺町１２４４番２、登記簿地目田、現況田、地積４６６㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。なお、本件は、令和６年１月３１日付け千葉県海農指令第２６２号の１０－３により、農地法第５条の規定により許可を受けたものであります。申請地の場所は、ＪＲ総武本線猿田駅手前の高野踏切から正明寺方面に進み４５０ｍ進んだ右側です。現在は、耕作はされていませんでした。 許可取消を受ける理由としては、転用計画通りに着工したところ、事前の想定をはるかに超えて軟弱な地盤であったため計画を断念いたしました。申請の内容は以上のとおりで、許可取消するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

	(〇〇委員退席)
議 長	議案第 5 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
	(事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてありますので、順位 1 番から 1 0 番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。
	議案第 5 号
事務局	それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 1 0 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。 設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 8 名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 8 名。申請の地番・地積は、長山町 2 0 8 2 番 1 登記簿地目畑、現況畑、地積 4, 8 8 0 m²外畑 2 3 筆、合計地積 2 8, 6 7 5 m²です。その内容ですが、順位 1 番は、新規に 3 年の使用貸借権を設定しようとするもので、畑 1 筆、地積が 4, 8 8 0 m²です。順位 2 番は、新規に 5 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 7 筆、合計地積が 3, 5 9 2 m²です。順位 3 番から 6 番は、新規に 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 7 筆、合計地積が 5, 9 0 3 m²です。最後に順位 7 番から 1 0 番は、売買により所有権を移転しようとするもので、畑 9 筆、合計地積が 1 4, 3 0 0 m²です。以上順位 1 番から 1 0 番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員着席)

議 長 議案書の 7 ページから 10 ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和 6 年度第 4 回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後 4 時 50 分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員